

西条市中小企業等経営安定化 支援事業費補助金



公募期間
R7.5.7～
R7.12.19
※予算額に達し
次第終了

対象者

市内中小企業者・創業者

(個人事業主にあつては、市内に住所または事業所を有していること)

注意事項

- ・令和8年1月30日までに終了する事業であること。
- ・市内の事業所等を拠点として実施される事業であること。
(設備を導入する場合は市内の拠点に設置すること)
- ・発注、契約等は、補助金申請後、交付決定を受けてから可能。
補助金申請以前の着手は、補助対象外。
- ・申請時に事業を営んでいない方は、補助事業の実績報告までに開業すること。

以下3つの各事業メニューにつき、1事業者1回の申請を限度とします。

1. 省エネ設備等導入支援事業

[補助率 1/2 以内]

省エネ設備の導入を目的に取り組む事業を支援

補助上限額： **50万円**

補助下限額： 10万円

主な対象経費： 省エネ設備・備品購入費 (LED照明、
省エネエアコン、エコタイヤ等)、据付工事費

2. デジタル化促進事業

[補助率 1/2 以内]

デジタルツールの導入を目的に取り組む事業を支援

補助上限額： **50万円**

補助下限額： 10万円

主な対象経費：ソフトウェア購入費、システム構築費等

3. 創業支援事業

[補助率 1/2 以内]

創業に取り組む事業を支援

補助上限額： **50万円**

補助下限額： 10万円

主な対象経費：事務所等改装費、機械器具費等

補助事業概要

事業スキーム



1 必要書類を揃える

必要書類	
交付申請書(様式第1号)	様式ダウンロードページ(市HP) キーワードで検索! 西条市 経営安定化 補助金
宣誓書兼委任状(様式第2号)	
事業計画書(様式第3号)	
経費の内訳を証する書類(見積書等)	
①省エネ設備等導入支援事業 ・省エネ性能が明確に確認出来るカタログ等 ②デジタル化促進事業 ・デジタル化に資する取組が確認出来るカタログ等 ③創業支援事業 ・事業所等改装を行う場合、改装予定箇所の写真 ・事業を開始した日以後5年を経過していない場合、開業届または履歴事項全部証明書の写し ※申請時において、事業を営んでいない場合、創業することを証する書類(例:創業資金融資の申込を行うときに提出する事業計画書、創業資金融資に係る契約書の写し、特定創業支援等事業を受けた証明書の写し等)	
設備導入に工事を伴う場合、設置予定箇所の写真	
事業の実施がわかる資料(決算書または確定申告書類) ※決算期を1度も迎えていない場合は、公募要領をご確認ください。	

2 交付申請書及び事業計画書に必要事項記入

3 交付申請書を郵送にて提出

※ 事業開始は、申請後、交付決定(採択)を受けてからとなります。

窓口では受付出来ませんので、必ず**郵送**にてご提出ください。

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市産業振興課 経営支援係 行

TEL: 0897-52-1482